

# 社会福祉法人清水旭山学園定款

## 第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

(イ) 特別養護老人ホームの経営

(ロ) 障害者支援施設の経営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 障害福祉サービス事業の経営

(ロ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営

(ハ) 老人短期入所事業の経営

(ニ) 相談支援事業の経営

(ホ) 老人デイサービス事業の経営

(名 称)

第 2 条 この法人は、社会福祉法人清水旭山学園という。

(経営の原則等)

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第 4 条 この法人の事務所を北海道上川郡清水町字旭山南 8 線 5 8 番地 1 に置く。

## 第 2 章 評 議 員

(評議員の定数)

第 5 条 この法人に評議員 7 名以上 10 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 6 条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事 1 名、事務局員 1 名、外部委員 1 名の合計 3 名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第 7 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。又補欠として選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、第 5 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 8 条 評議員に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

## 第 3 章 評 議 員 会

(構成)

第 9 条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決議）

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した評議員の内から選出された議事録署名人2名がこれに署名又は記名押印する。

#### 第4章 役員及び職員

（役員の数）

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上9名以内  
(2) 監事 2名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち1名を副理事長、1名を常務理事とすることができる。

（役員を選任）

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び副理事長並びに常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は理事長を補佐し、常務理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 理事長及び常務理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、

監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第19条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。又補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第21条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。
- 4 この法人に法人事務長を置くことができ、法人事務長は理事会において選任及び解任する。

## 第5章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が

定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長並びに常務理事の選定及び解職

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、公益事業用財産、その他財産の三種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 北海道上川郡清水町字旭山南9線57番地2、南8線58番地1、南8線58番地3、南8線58番地1先所在の鉄筋コンクリート、鉄骨造、陸屋根、樹脂シートぶき2階建

障害者支援施設 清水旭山学園 園舎1棟

(延面積5,047.34㎡)

- (2) 北海道上川郡清水町字旭山南8線58番地1所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

障害者支援施設 清水旭山学園 園舎1棟 (延面積170.1㎡)

- (3) 北海道上川郡清水町字御影499番地2所在の鉄骨造、亜鉛メッキ鋼板葺、陸屋根 平家建  
障害者支援施設 あさひ荘 園舎1棟 (延面積2,374.58㎡)
- (4) 北海道上川郡清水町御影東2条南1丁目12番1所在の宅地1筆  
(延面積1,222.67㎡平方メートル)
- (5) 北海道上川郡清水町御影東2条南1丁目12番地1所在の鉄骨造 亜鉛メッキ鋼板葺 平家建  
知的障害者グループホームジェントリー 住宅1棟  
(延面積405.36㎡)
- (6) 北海道上川郡清水町字旭山南9線57番地2所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2階建  
清水旭山学園 地域交流ホーム 1棟 (延面積669.59㎡)
- (7) 北海道上川郡清水町字旭山南8線58番地2所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2階建  
生活介護事業所 清水旭山学園通所ホーム園舎1棟  
(延面積465.11㎡)
- (8) 北海道上川郡清水町御影東2条1丁目1番地1所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建  
地域生活支援センター1棟 (延面積198.44㎡)
- (9) 北海道上川郡清水町御影東2条1丁目1番1所在の宅地1筆  
(延面積613.16㎡)
- (10) 北海道上川郡清水町字旭山南8線58番地2所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 平家建  
生活介護事業所 清水旭山学園通所ホーム訓練棟1棟  
(延面積115.71㎡)
- (11) 北海道上川郡清水町字旭山南8線54番7所在の山林1筆  
(延面積 1,966㎡)
- (12) 北海道上川郡清水町字旭山南8線54番15所在の畑1筆  
(延面積 2,689㎡)
- (13) 北海道上川郡清水町字旭山南8線54番16所在の山林1筆  
(延面積 838㎡)
- (14) 北海道上川郡清水町字旭山南8線54番17所在の山林1筆  
(延面積 50㎡)

- (15) 北海道上川郡清水町字旭山南 8 線 5 4 番 1 8 所在の山林 1 筆  
(延面積 1, 590 m<sup>2</sup>)
- (16) 北海道上川郡清水町字旭山南 8 線 5 6 番 2 所在の山林 1 筆  
(延面積 12, 764 m<sup>2</sup>)
- (17) 北海道上川郡清水町字旭山南 8 線 5 6 番 9 所在の畑 1 筆  
(延面積 5, 163 m<sup>2</sup>)
- (18) 北海道上川郡清水町字旭山南 9 線 5 5 番 1 所在の山林 1 筆  
(延面積 7, 810 m<sup>2</sup>)
- (19) 北海道上川郡清水町字旭山南 9 線 5 5 番 2 所在の山林 1 筆  
(延面積 703 m<sup>2</sup>)
- (20) 北海道上川郡清水町字旭山南 9 線 5 5 番 5 所在の山林 1 筆  
(延面積 4, 044 m<sup>2</sup>)
- (21) 北海道上川郡清水町字旭山南 9 線 5 5 番 7 所在の山林 1 筆  
(延面積 22 m<sup>2</sup>)
- (22) 北海道上川郡清水町字旭山南 9 線 5 5 番 1 1 所在の雑種地 1 筆  
(延面積 811 m<sup>2</sup>)
- (23) 北海道上川郡清水町字旭山南 8 線 5 6 番地 2. 5 6 番地 9 所在の鉄骨造 亜鉛メッキ鋼板葺平家建  
多機能型事業所 旭山農志塾 園舎 1 棟 (延面積 521.55 m<sup>2</sup>)
- (24) 北海道上川郡清水町字旭山南 8 線 5 4 番 5 所在の山林 1 筆  
(延面積 1, 502 m<sup>2</sup>)
- (25) 北海道上川郡清水町字旭山南 8 線 5 6 番 1 所在の山林 1 筆  
(延面積 10, 224 m<sup>2</sup>)
- (26) 北海道上川郡清水町字旭山南 8 線 5 6 番 7 所在の雑種地 1 筆  
(延面積 300 m<sup>2</sup>)
- (27) 北海道上川郡清水町字旭山南 8 線 5 6 番 8 所在の原野 1 筆  
(延面積 271 m<sup>2</sup>)
- (28) 北海道上川郡清水町字旭山南 9 線 5 7 番地 3 所在の鉄骨造 亜鉛メッキ鋼板葺平家建  
旭山農志塾 作業室 1 棟 (延面積 169.76 m<sup>2</sup>)
- (29) 北海道上川郡清水町字旭山南 8 線 5 6 番地 2 所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建  
清水旭山学園通所ホーム陶芸作業棟 1 棟 (延面積 97.20 m<sup>2</sup>)

- (30) 北海道上川郡清水町字旭山南9線57番地3所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建  
旭山農志塾養鶏飼料作業棟1棟 (延面積 94.57㎡)
- (31) 北海道上川郡清水町字旭山南9線57番地3所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建  
旭山農志塾養鶏飼料製造棟1棟 (延面積 98.82㎡)
- (32) 北海道上川郡清水町字旭山南8線59番所在の雑種地1筆  
(延面積 775㎡)
- (33) 北海道上川郡清水町字旭山南8線60番所在の雑種地1筆  
(延面積 1,805㎡)
- (34) 北海道上川郡清水町字旭山南8線61番所在の雑種地1筆  
(延面積 1,011㎡)
- (35) 北海道上川郡清水町字旭山南8線62番所在の雑種地1筆  
(延面積 1,460㎡)
- (36) 北海道上川郡清水町字旭山南9線73番所在の雑種地1筆  
(延面積 70㎡)
- (37) 北海道上川郡清水町字御影499番地6、499番地2所在の鉄筋コンクリート造1階部分  
障害者支援施設あさひ荘、集会所  
(専有面積 812.14㎡、共用面積 95.35㎡)
- (38) 北海道上川郡清水町南3条1丁目1番地1所在の鉄骨造陸屋根2階建特別養護老人ホームせせらぎ荘1棟(延面積 4,397.02㎡)
- (39) 北海道上川郡清水町南3条1丁目1番地13所在の鉄骨造ステンレス鋼板葺平家建  
認知症対応型共同生活介護施設せせらぎハウス1棟  
(延面積 405.00㎡)
- (40) 北海道上川郡清水町御影東2条1丁目1番地24所在の木造合金メッキ鋼板葺2階建  
知的障害者グループホームあじさいハイツ住宅1棟  
(延面積 233㎡)
- (41) 北海道上川郡清水町字御影南2線64番7所在の畑1筆  
(延面積 2,680㎡)
- (42) 北海道上川郡清水町字御影南2線66番2所在の畑1筆

- (延面積 1, 637 m<sup>2</sup>)  
 (43) 北海道上川郡清水町字御影南 2 線 6 6 番 1 所在の畑 1 筆  
 (延面積 2, 966 m<sup>2</sup>)  
 (44) 北海道上川郡清水町字御影南 2 線 6 6 番 5 所在の畑 1 筆  
 (延面積 4, 672 m<sup>2</sup>)  
 (45) 北海道上川郡清水町字御影南 3 線 6 3 番 4 所在の畑 1 筆  
 (延面積 15, 423 m<sup>2</sup>)  
 (46) 北海道上川郡清水町字御影南 3 線 6 5 番 2 所在の畑 1 筆  
 (延面積 8, 942 m<sup>2</sup>)  
 (47) 北海道上川郡清水町字御影南 3 線 6 5 番 1 所在の畑 1 筆  
 (延面積 25, 512 m<sup>2</sup>)  
 (48) 北海道上川郡清水町字御影南 3 線 6 5 番 3 所在の山林 1 筆  
 (延面積 2, 493 m<sup>2</sup>)  
 (49) 北海道上川郡清水町字御影南 1 線 5 0 番 3 2 所在の雑種地 1 筆  
 (延面積 2, 133 m<sup>2</sup>)  
 (50) 北海道上川郡清水町字御影南 1 線 5 0 番地 3 2 所在の軽量鉄骨造亜鉛  
 メッキ鋼板葺平家建  
 就労継続支援 B 型事業所御影農志塾作業場 A 棟 1 棟  
 (延面積 340.20 m<sup>2</sup>)  
 (51) 北海道上川郡清水町字御影南 1 線 5 0 番地 3 2 所在の軽量鉄骨造亜鉛  
 メッキ鋼板葺平家建  
 就労継続支援 B 型事業所御影農志塾作業場 B 棟 1 棟  
 (延面積 100.28 m<sup>2</sup>)  
 (52) 北海道上川郡清水町御影西 2 条 4 丁目 6 番 2 所在の雑種地 1 筆  
 (延面積 554 m<sup>2</sup>)  
 (53) 北海道上川郡清水町字御影南 1 線 5 0 番 1 8 所在の雑種地 1 筆  
 (延面積 4, 267 m<sup>2</sup>)  
 (54) 北海道上川郡清水町字御影南 1 線 5 0 番 1 9 所在の雑種地 1 筆  
 (延面積 4, 267 m<sup>2</sup>)  
 (55) 北海道上川郡清水町字御影南 1 線 5 0 番地 1 8 所在の鉄骨造陸屋根平  
 家建  
 就労継続支援 B 型事業所御影農志塾作業場兼休憩室  
 (延面積 854.4 m<sup>2</sup>)  
 (56) 北海道上川郡清水町御影西 2 条 4 丁目 6 番地 2 所在の木造合金メッ

- キ鋼板葺 2 階建  
知的障害者グループホームななかまどハイツ住宅 1 棟  
(延面積 298.39 m<sup>2</sup>)
- (57) 北海道上川郡清水町字御影南 1 線 50 番地 32 所在の軽量鉄骨造亜鉛  
メッキ鋼板葺平家建  
就労継続支援 B 型事業所御影農志塾作業場 C 棟  
(延面積 97.20 m<sup>2</sup>)
- (58) 北海道上川郡清水町字御影南 7 線 50 番 1 所在の原野 1 筆  
(延面積 1,400 m<sup>2</sup>)
- (59) 北海道上川郡清水町字御影南 7 線 52 番 1 所在の山林 1 筆  
(延面積 10,814 m<sup>2</sup>)
- (60) 北海道上川郡清水町字御影南 7 線 52 番 3 所在の山林 1 筆  
(延面積 304 m<sup>2</sup>)
- (61) 北海道上川郡清水町字御影南 7 線 52 番 4 所在の雑種地 1 筆  
(延面積 644 m<sup>2</sup>)
- (62) 北海道上川郡清水町字御影南 7 線 54 番 1 所在の山林 1 筆  
(延面積 3,637 m<sup>2</sup>)
- (63) 北海道上川郡清水町字御影南 7 線 54 番 2 所在の山林 1 筆  
(延面積 13,354 m<sup>2</sup>)
- (64) 北海道上川郡清水町字御影南 7 線 54 番 4 所在の山林 1 筆  
(延面積 21,699 m<sup>2</sup>)
- (65) 北海道上川郡清水町字旭山 241 番 2 所在の原野 1 筆  
(延面積 1,182 m<sup>2</sup>)
- (66) 北海道上川郡清水町字御影南 1 線 55 番 23 所在の宅地 1 筆  
(延面積 590.41 m<sup>2</sup>)
- (67) 北海道上川郡清水町字旭山 28 番 76 所在の山林 1 筆  
(延面積 23,272 m<sup>2</sup>)
- (68) 北海道上川郡清水町字旭山 28 番 77 所在の山林 1 筆  
(延面積 2,680 m<sup>2</sup>)
- (69) 北海道上川郡清水町字旭山 28 番 109 所在の山林 1 筆  
(延面積 22,178 m<sup>2</sup>)
- (70) 北海道上川郡清水町字旭山 28 番 110 所在の山林 1 筆  
(延面積 2,776 m<sup>2</sup>)
- (71) 北海道上川郡清水町字御影南 1 線 55 番 23 所在の木造平家建  
就労継続支援 B 型事業所御影農志塾休憩舎 1 棟  
(延面積 105.30 m<sup>2</sup>)
- (72) 北海道上川郡清水町南 3 条 1 丁目 1 番 10 所在の鉄骨造陸屋根平家建  
地域密着型せせらぎ荘 1 棟  
(延面積 1,211.10 m<sup>2</sup>)
- (73) 北海道上川郡清水町南 3 条 1 丁目 2 番地 2 所在の宅地 1 筆

- (延面積 1 1 9 m<sup>2</sup>)
- (74) 北海道上川郡清水町南 3 条 1 丁目 4 番地 2 所在の宅地1筆  
(延面積 1 1 9 m<sup>2</sup>)
- (75) 北海道上川郡清水町南 3 条 1 丁目 6 番地 2 所在の宅地1筆  
(延面積 1 1 9 m<sup>2</sup>)
- (76) 北海道上川郡清水町南 3 条 1 丁目 8 番地 2 所在の宅地1筆  
(延面積 1 1 9 m<sup>2</sup>)
- (77) 北海道上川郡清水町南 3 条 1 丁目 1 0 番地 2 所在の宅地1筆  
(延面積 1 1 9 m<sup>2</sup>)
- (78) 北海道上川郡清水町南 3 条 1 丁目 1 2 番地 2 所在の宅地1筆  
(延面積 1 1 9 m<sup>2</sup>)
- (79) 北海道上川郡清水町字御影南 3 線 6 5 番 9 所在の畑1筆  
(延面積 9, 4 9 9 m<sup>2</sup>)
- (80) 北海道上川郡清水町字旭山 5 番地 1 所在の山林1筆  
(延面積 1 1, 6 1 3 m<sup>2</sup>)
- (81) 北海道上川郡清水町字旭山 5 番地 3 所在の山林1筆  
(延面積 6, 5 7 6 m<sup>2</sup>)
- (82) 北海道上川郡清水町御影東 2 条 1 丁目 1 番 8 所在の宅地1筆  
(延面積 3 5 6. 5 2 m<sup>2</sup>)
- (83) 北海道上川郡清水町御影東 2 条 1 丁目 1 番 1 0 所在の宅地1筆  
(延面積 3 5 6. 5 2 m<sup>2</sup>)
- (84) 北海道上川郡清水町御影東 2 条 1 丁目 1 番 1 2 所在の宅地1筆  
(延面積 3 5 6. 5 2 m<sup>2</sup>)
- (85) 北海道上川郡清水町御影東 2 条 1 丁目 1 番 1 4 所在の宅地1筆  
(延面積 3 5 4. 5 2 m<sup>2</sup>)
- (86) 北海道上川郡清水町字旭山 1 0 番 2 所在の畑1筆  
(延面積 1 5, 6 7 2 m<sup>2</sup>)
- (87) 北海道上川郡清水町字旭山 1 0 番 1 2 所在の畑1筆  
(延面積 5, 1 1 6 m<sup>2</sup>)
- (88) 北海道上川郡清水町字旭山 1 0 番 1 3 所在の畑1筆  
(延面積 3, 1 1 5 m<sup>2</sup>)
- (89) 北海道上川郡清水町字旭山 1 0 番 1 4 所在の畑1筆  
(延面積 5 3 6 m<sup>2</sup>)

- (90) 北海道上川郡清水町字旭山 1 0 番 2 7 所在の山林1筆  
(延面積 3, 4 4 6 m<sup>2</sup>)
- (91) 北海道上川郡清水町字旭山 1 0 番 2 8 所在の畑1筆  
(延面積 2, 6 8 9 m<sup>2</sup>)
- (92) 北海道上川郡清水町御影東 2 条 1 丁目 1 番地 8 所在の木造合金メッキ鋼板葺 2 階建  
知的障害者グループホーム青山寮 1 棟 (延面積 2 8 4. 0 3 m<sup>2</sup>)
- (93) 北海道上川郡清水町南 4 条 9 丁目 2 番所在の雑種地1筆  
(延面積 4 4 5 m<sup>2</sup>)
- (94) 北海道上川郡清水町南 4 条 9 丁目 4 番所在の宅地1筆  
(延面積 5 3 5. 5 3 m<sup>2</sup>)
- (95) 北海道上川郡清水町南 4 条 9 丁目 6 番所在の宅地1筆  
(延面積 5 3 5. 5 3 m<sup>2</sup>)
- (96) 北海道上川郡清水町南 4 条 9 丁目 8 番所在の雑種地1筆  
(延面積 5 3 5 m<sup>2</sup>)
- (97) 北海道上川郡清水町南 4 条 9 丁目 1 0 番 1 所在の宅地1筆  
(延面積 2 6 7. 7 8 m<sup>2</sup>)
- (98) 北海道上川郡清水町南 4 条 9 丁目 1 2 番 1 所在の宅地1筆  
(延面積 2 6 7. 7 8 m<sup>2</sup>)
- (99) 北海道上川郡清水町南 4 条 9 丁目 1 0 番地 1 所在の木造合金メッキ鋼板葺平家建 授産製品販売所 1 棟 (延面積 1 5 7. 2 1 m<sup>2</sup>)

3 公益事業用財産は第 3 6 条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とし、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 北海道上川郡清水町字御影 4 9 9 番地 6 所在の鉄筋コンクリート造、2 階建  
知的障害者共同住宅 リゾーム  
(専有面積 1 階 2.5m<sup>2</sup>、2 階 260.31m<sup>2</sup>、共用面積 36.83m<sup>2</sup>)

4 その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 2 9 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、北海道知事の承認を得なければならない。

ただし、次の各号に掲げる場合には、北海道知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第31条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の議決を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

## 第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第36条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 知的障害者共同住宅リゾームの設置運営

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事の総数の三分の二以上の同意がなければならない。

(収益の処分)

第37条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

## 第8章 解散

(解散)

第38条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第39条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第9章 定款の変更

(定款の変更)

第40条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、北海道知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を北海道知事に届け出なければならない。

## 第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、社会福祉法人清水旭山学園の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第42条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

## 附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長 三 沢 新 幸  
 理 事 小 原 松 雄  
 // 中 田 淳 一  
 // 伊 藤 藤 一 郎  
 // 池 原 良 蔵  
 // 高 橋 涉  
 監 事 池 田 義 雄  
 // 伊 藤 重 次

この定款は平成29年 4月 1日より施行する。

平成29年11月30日受理	一部改正 (農地購入による基本財産の増)
平成30年 7月18日認可	一部改正 (山林2筆購入建物2棟解体による基本財産の増減)
平成31年 4月10日認可	一部改正 (第8条、15条、16条、17条、21条、24条、25条、31条改正)
令和 元年10月23日受理	一部改正 (土地購入による基本財産の増)
令和 2年 2月12日認可	一部改正 (清水旭山学園改築工事完了による基本財産の増)
令和 3年 2月24日受理	一部改正 (農地等購入による基本財産の増)
令和 3年10月21日受理	一部改正 (共同生活援助事業所名称変更、グループホーム新築による基本財産増)
令和 3年12月 9日受理	一部改正 (授産製品販売所敷地について購入による基本財産の増及びその他の財産から基本財産へ変更による基本財産の増)
令和 4年 7月 7日受理	一部改正 (授産製品販売所新築による基本財産の増)
令和 5年 8月16日認可	一部改正 (鶏舎解体による基本財産の減)